

## 鎌倉市基幹相談支援センター設置要綱

## (設置)

第 1 条 地域における相談支援の中核的な役割を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 第 2 項の規定に基づき、鎌倉市基幹相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉市基幹相談支援センター	鎌倉市御成町 20 番 21 号

## (事業内容)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の総合的な相談支援に関する業務
- (2) 鎌倉市障害者支援協議会に関する業務
- (3) 前各号に掲げる業務に付随する業務

## (人員体制)

第 4 条 センターは、管理者、相談支援専門員その他必要な職員を配置するものとする。

## (業務委託)

第 5 条 市長は、事業運営の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められるものに、法第 77 条の 2 第 3 項の規定に基づき委託することができる。

## (秘密保持)

第 6 条 センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、決裁日から施行する。